

(平成21年4月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

島根国民年金 事案 237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年3月まで
② 昭和45年7月から46年3月まで

申立期間当時、A市区町村に居住しており同市区町村以外に居住していない。私は、几帳面な性格なので、国民年金保険料の納付を怠ることは考えられず、2回の未納期間があることに驚いている。納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和42年3月から実家を出てA市区町村の元夫及びその家族と同居しており、42年8月ごろ、同市区町村に転入届を出すと同時に国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、それぞれの保険料を納付したと思う。」としているが、同市区町村の記録によると、申立人の国民健康保険加入日は昭和43年2月1日となっており、B社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では同年5月31日付けで「C（A市区町村）転出」、C社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳では、同年6月10日付けで「B社会保険事務所より移管」となっていることから、同年5月ごろに国民年金の加入手続が行われたことが推認される。

また、申立期間①より前の期間（昭和40年4月から42年7月まで）の国民年金保険料の納付について、申立人は、「実家の父親が国民年金加入手続及び保険料の納付を行っていた。」としており、申立人が実家を出てA市区町村に居住し始めたとしている昭和42年3月から同年7月までの国民年金保険料は、申立人の父が納付していたと推測され、申立人が国民年金保険料の納付に関与していなかったため、上記の国民健康保険及びB社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録を踏まえると申立人が42年8月にA市区町村に転入届を出した時点において国民年金の加入手続は行われなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料の納付について、申立人は「国民年金保険料を過去にさかのぼって納付したことはない。」としている。

加えて、すべての申立期間について、同居していた元夫は国民年金に未加入であるが、申立人は平成9年に離婚しているため、申立人の希望により元夫及びその家族への照会ができず、その関係資料の一部及び証言が入手できないため、元夫及びその家族の国民年金加入状況及び保険料納付状況の詳細は不明である。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預貯金通帳の入出金の記録及び確定申告書等）は無い。

- 2 申立期間②については、申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間（合計17か月）を除く国民年金被保険者期間326か月のうち、平成4年3月分（平成4年7月過年度納付）を除いた325か月の国民年金保険料はすべて納期内に納付している上、同居していた申立人の義母も、国民年金被保険者期間の国民年金保険料をすべて納期内に納付しており納付意識が高かったものと推測できる。

また、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、申立期間②の前後を通じて経済状況は良く、仕事や住所の変更など生活状況に大きな変化は無かった。」としていることから、この期間のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は「仮に未納であっても社会保険事務所から納付書が届けば必ず納付するはずだから、未納は考えられない。」としており、申立人は平成4年5月から6年3月14日まで、住民票上の住所をA市区町村としたままD市区町村に居住していたが、その間の国民年金保険料について、4年3月分の過年度納付も含め、すべてA市区町村に納付していることを勘案すると、申立人は仮に未納となっても過年度分納付書が送付された際には確実に納付していたと推認され、申立期間②について納付していないのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和63年12月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月16日から同年12月16日まで

A事業所の厚生年金保険の資格喪失日は、昭和63年10月16日となっているが、私は同年12月15日にA事業所を退職した。

退職日が確認できる資料として厚生年金基金連合会から送付されてきた年金支給義務承継通知や会社が発行した退職所得の源泉徴収票があるので当該期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険被保険者情報、事業主発行の退職所得の源泉徴収票（退職年月日は昭和63年12月15日）、厚生年金基金連合会が申立人に送付した年金支給義務承継通知、B厚生年金基金の加入員記録等の関連資料及び「申立人は結婚退職で、昭和63年12月の賞与支給後（賞与支給日は12月10日）に退職した。」という同僚の供述、「申立人は当初11月末日で退職予定だったが、12月は賞与の支給があるので12月で退職したらどうかとアドバイスした。」という申立期間当時の事業所の社会保険事務担当者の供述から、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、申立期間に係る申立人の届出については、資料が残っておらず不明としているものの、申立期間当時の社会保険事務担当者は「社会保険事務所と厚生年金基金への届出書は複写式になっており、届出内容が異なっていると考えるのは考え難い。厚生年金保険の資格喪失の手続は雇用保険の手続と併せて同時期に行っていたので、厚生年金保険と雇用保険の資格喪失日が2か月も離れているのは不自然であるし、これまで厚生年金保険の手続に係る遅滞は一度も無い。」と供述しており、社会保険事務所が申立人の厚生年金保険被保険者

資格喪失及び健康保険証回収の処理を平成元年1月5日に行っていることを踏まえると、事業主が昭和63年10月16日に資格喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

さらに、B厚生年金基金の加入員記録から申立期間中も基金の掛金が申立人の給与から控除されていたことが推認でき、社会保険事務所と厚生年金基金への届出は複写式であるとの供述を踏まえると、事業主が申立期間の厚生年金保険料のみ非控除の扱いをするとは考え難い。

以上のことから、申立人は申立期間において、厚生年金保険の被保険者としての要件を満たしていた上、申立てどおりの届出が事業主によりなされていたと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は退職日と考えられる翌日の昭和63年12月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、B厚生年金基金の記録及び昭和63年10月の定時決定の記録から18万円とすることが妥当である。